

第1節 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

1 雪害に強い地域づくり

(1) 雪害に強いまちづくり

ア 雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。

エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

(2) 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、除雪機械の整備を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、消・融雪機能（消雪パイプ、ロードヒーティング、流雪溝等）を備えた道路整備を促進する。

また、市民に対し、「飯山市冬のくらしを明るくする条例」に基づき、秩序ある道路の雪片付けを行い、道路除雪に積極的に協力するよう指導する。

(3) 鉄道運行確保（JR東日本㈱）

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備を図る。

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

(4) 雪崩防止施設の整備

雪害のなかで最も危険なものは、雪崩である。このため、道路の被害防止のため、危険箇所にはスノーシェッド及び雪崩防止柵の整備をすすめる。また、近年スキー場開発は山頂へ伸びており雪崩発生の危険がある、雪び及び雪崩防止施設の設置を推進する。

住宅等建築物からの落雪による事故も多く発生しているため、屋根上の雪止めの設置等事故

防止策をすすめる。

(5) 電気、通信施設の雪害防止対策

電気、通信施設の雪害防止は、それぞれの関係機関が対策を講じているところであるが、電力、通信は市民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるので、積雪期前の点検整備及び施設の強化を図る等、事業者に対して雪害防止を要請する。

(6) 医療対策

豪雪地帯の住民の医療を確保するため、次の対策を講ずる。

ア 無医地区出張

医師会の協力を得て山間豪雪地を中心に、現在7か所開所している。各診療所へは毎週1回、医師1名、看護師1名を派遣し、通院に支障のある高齢者を中心に診療を行っているが、今後も継続する。

イ 道路交通の確保

医療機関への通院を確保するため、道路除雪を推進する。

(7) 農業対策

ア 果樹、ハウス施設等について、補強、除雪などの対策を指導し、被害の防止に努める。

イ 山間豪雪地については、春先における育苗場所の確保、圃場の早期消雪に努めると共に、農道除雪も推進する。

ウ 豪雪時において、農産物の出荷等に支障がある場合の除雪に対する援助を行う。

(8) 建築物対策

ア 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）第9条の規定により、指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

イ 飯山市克雪タウン計画に基づき、雪に強い住宅の普及、雪に強いまちづくりへの誘導等を行う。

ウ 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(9) 授業の確保等

小学校、中学校及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

学校等においては、次の対策を実施する。

ア 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

イ 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふまえ、授業日の繰替、始業、終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

ウ 小中学生の交通機関（定期バス、スクールバス、委託ハイヤー等）による通学は、小学生

は距離4 km以上、中学生は距離6 km以上に適用しているが、冬期間（12月～3月）においては、積雪が多く、道路状況が悪い地域については、小学生2 km以上、中学生5 km以上に對し適用する。

エ 通学路に該當する路線については、できるだけ早朝除雪路線に指定し確保を図る。

オ 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報を伝達するなど事故防止に努める。

カ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等は、これを防止するため、雪下ろしを実施するとともに、定期的な施設点検を実施し、危険箇所への補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時、建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

キ 施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。

ク 学校長等は、緊急時、消防車・救急車などが校内等まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

(10) 文化財の保護

文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(11) 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、降積雪時の適切な活動について、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。（第6編資料3-4参照）

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、市は、スノーシェッドの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 避難収容関係

ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

(3) 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

ア 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

イ インターネット等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2節 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

1 災害直前活動

(1) 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

長野地方気象台が発表する雪に関する気象警報及び注意報等の発表基準

ア 警報

種 類	発 表 基 準		
暴 風 雪	平均風速17m/s以上 雪を伴う。		
大 雪	一次細分	二次細分	24時間降雪の深さ
	北 部	中野飯山地域	70cm以上
		長 野 地 域	40cm以上 [山沿い60cm以上]
		大 北 地 域	40cm以上 [山沿い60cm以上]
	中 部	上 田 地 域	30cm以上 [菅平50cm以上]
		佐 久 地 域	30cm以上
		松 本 地 域	30cm以上 [聖高原50cm以上]
		乗 鞍 上 高 地 域	50cm以上
		諏 訪 地 域	30cm以上
	南 部	上 伊 那 地 域	30cm以上
		木 曾	50cm以上
		下 伊 那 地 域	30cm以上

イ 注意報

種 類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速13m/s以上 雪を伴う。		
大 雪	一次細分	二次細分	24時間降雪の深さ
	北 部	中野飯山地域	40cm以上
		長 野 地 域	20cm以上 [山沿い40cm以上]
		大 北 地 域	20cm以上 [山沿い40cm以上]
	中 部	上 田 地 域	15cm以上 [菅平20cm以上]
		佐 久 地 域	15cm以上
		松 本 地 域	15cm以上 [聖高原20cm以上]
		乗 鞍 上 高 地 域	20cm以上
		諏 訪 地 域	15cm以上
	南 部	上伊那地域	15cm以上
		木 曾 地 域	15cm以上
		下伊那地域	15cm以上
雪 崩	表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さが20cm以上で風速が10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上、又は日降水量が15mm以上。		
着 氷 ・ 着 雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上。 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上。		

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(2) 市民の避難誘導等

市は、市民の避難が必要とされる場合には、避難準備情報、勧告・指示及び避難誘導等を実

施する。

ア 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

2 除雪等活動

「飯山市冬のくらしを明るくする条例」（第6編資料2-12参照）の趣旨に基づき、市民と市がお互いに協力し、冬期における冬の市道の交通を確保し、産業の振興と市民生活の安定を図る。

克雪活動を推進することにより活力ある住みよい地域づくりを進めるため「克雪地域づくり市民協議会」を組織し、地区には「克雪活動推進協議会」、集落には「克雪活動推進会」をおき克雪都市づくりをすすめている。これらの組織と除雪対策本部との連携を密接にして、効率的で質の高い除雪を目指す。

(1) 市の責任分野

目的を達成するために、除雪体制の確立に努めるとともに除雪計画を作成し、その的確な実施を推進するように努め、除雪計画の実施については市民に周知徹底を図る。

(2) 市民の責任分野

除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、交通確保のため地域の実情に応じた自主的な除雪対策の実施に努める。

(3) 対策本部と協議会との連絡及び協力事項

ア 除雪作業の実施に当たり、特に協議会の協力を依頼するときは、協議会長に連絡し会の協力のもとに実施する。

イ 各協議会は、本部への情報、依頼、連絡については、協議会長を通じて行うことを原則とする。特に除雪の要領は必ず協議会長か区長又は克雪活動推進会長を通じて連絡する。

ウ 機械除雪を実施する路線で危険箇所、障害物等については、あらかじめ協議会において目印になる標識を立てる。

エ 道路上に物を放置しないとともに、除雪作業に支障がないよう各協議会は周知徹底に努める。

オ ゴミは早朝除雪終了後所定の場所に出すよう指導する。

カ 道路沿いの宅地、農地等へ除雪の雪を突き出す場合、消雪後の処理は各協議会で協力して実施する。

キ 除雪路線沿いの宅地その他の建物には必ず落雪防止のため「なだれどめ」を取り付ける。

ク 雪処理に当たっては、道路にみだりに雪を捨てないことを原則とするが、やむをえず道路に雪を出すときは、道路脇に積み上げる等の措置をとるとともに、速やかに道路外へ排雪する。

- ケ 事故防止のため作業中の除雪車に近寄らない。
- コ 除雪車による物件等への被害が確認されたときは、なるべく早く対策本部へ連絡する。
- サ その他除雪計画推進に必要な事項は、的確かつ迅速に情報連絡を図り円滑な除雪を行う。

(4) 冬期交通規制と指導

ア 交通規制の実施

積雪の状況により、交通安全と道路交通の円滑化並びに除雪の推進を図るため、必要に応じて警察署と協議し交通規制を実施する。

イ 指導取締りの強化

除雪路線における違法駐車車両及び放置車両に対して指導と取締りの強化を行う。

なお、駐車、放置車両のある路線については、当日の除雪作業を実施しない場合がある。

(5) 除雪の基本的事項

ア 除雪路線区分及び除雪目標

第1種除雪路線	バス路線、通勤通学及び公共建物、産業活動、観光発展等に必要と認められた路線は、1車線の確保を目標とし異常豪雪時以外は交通を確保する路線
第2種除雪路線	異常豪雪により作業が順調に進まなかった場合、第1種路線終了後除雪作業を行う路線で屋根の雪下ろし等により除雪が困難になった場合、一時的に除雪作業が中止となる場合のある路線
排雪路線	人家が連担道路であって、市長が指定した市道において、地元区が一斉に雪下ろしを行い、排雪を行う路線
消雪パイプ路線	地下水を散水して交通を確保する路線
歩道除雪路線	歩行者の通行を確保する路線
その他除雪路線	克雪生活圈整備事業計画に基づいて交通を確保する路線
春先除雪路線	集落内で春先に交通を確保する路線

イ 除雪作業を行う積雪量

原則として道路上の雪が10cm～15cm以上に達したとき。

ウ 人家連担地区の除雪

道路の雪や屋根の雪下ろしにより、交通が不能になったとき、関係区長及び克雪活動推進会長の要請により作業を行う。

エ 雪捨場の指定

千曲川河川事務所と協議し河川敷に確保し周知徹底する。また、みだりに小河川等へ雪を捨てて溢水等の災害を引き起こさないよう注意をすること。

オ 流雪溝、消雪パイプ設置地区

(7) 流雪溝が設置されている地区においては、管理組合等を組織し、運営計画をたて投雪統制等を行う。

- (4) 消雪パイプの運転は市が行うが、それぞれ施設が設置されている地区においては、適正な利用を図るため運営計画をたてて次の措置を取る。
- a スイッチマンとの連絡
 - b 散水栓の簡易な掃除
 - c 路側の消雪
- (6) 豪雪災害に際して飯山市災害救助条例を適用し応急援助を実施する場合の運用基準
- 豪雪災害にかかる飯山市災害救助条例（昭和52年飯山市条例第29号。以下「条例」という）第2条第1項第3号に定める事態の判定指針及び条例の運用について次の基準を定め、もって条例の適用時期の決定と迅速な応急援助の実施に遺憾のないよう留意する。
- ア 判定基準
- 豪雪の状況が次の各号の一つ以上に該当し、市長が民生安定上特に必要と認めたとき。
- (7) 長野地方気象台飯山地域気象観測所（以下「気象観測所」という）における積雪深が累計平均最大積雪深（144.8cm）の1.25倍（181.0cm）に達した場合。
 - (4) 積雪深は前号の数値に達しないが、気象観測所における日降雪量の連続2日間の合計値が120cm以上、又は連続3日間の合計値が150cm程度以上の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合。
 - (7) 積雪深及び降雪量は前2号の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住家が倒壊のおそれがあるなどの場合。
 - (4) 前記(7)～(7)に定める事態のほか社会秩序の維持保全のため、緊急な公的介助の必要が認められる場合。
- イ 条例の運用
- (7) 救助項目
- 豪雪災害の態様に応じ、条例第3条第1項に規定する救助の種類のうち必要な救助を実施する。
- (4) 救助対象
- a 豪雪災害に遭い現に救助を要するものに対し実施する。ただし、条例第3条第2項の規定により「応急仮設住宅の設置」、「災害に遭った住家の応急修理」及び「障害物の除去」については、自らの資力及び労力によって実施できない世帯に限るものとする。
 - b 「自らの資力及び労力によって実施できない世帯」とは次に掲げる世帯（扶養義務者の援助がある世帯を除く）をいう。
 - (a) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯又は要保護世帯
 - (b) その世帯構成員に市民税が課せられていない世帯で
 - ・65歳以上の者と18歳未満の児童だけで構成されている高齢者世帯
 - ・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第1項に規定されている母子世帯

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に規定する障害程度1級若しくは2級に該当する世帯主又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者である世帯主と65歳以上の者及び18歳未満の児童だけで構成されている障害者世帯（世帯主の配偶者がある場合も含む）
- ・傷病により現に入院し、又は3か月以上継続して寝たきりの状態にある世帯主と65歳以上の者及び18歳未満の児童だけで構成されている傷病世帯（世帯主の配偶者がある場合も含む）

(c) 前各号に準ずる経済的弱者世帯で、特に市長が救助の必要を認めた世帯

(7) 生活保護法との関係

条例の適用による救助と生活保護法による保護とが競合する場合は、生活保護法を優先する。

(エ) 災害対策本部の設置

条例を適用した場合は、飯山市災害対策本部条例に基づき「豪雪災害対策本部」を設置して対策に取り組む。

(オ) 前記条例の適用にならない場合においても、豪雪の状況、市民生活の状況等を判断して「豪雪警戒本部」又は「豪雪対策本部」を設置して対策に当たる。

なお、この判定及び運用基準は別に定める。

3 避難収容活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動に当たっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

- (1) 避難誘導に当たっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 避難所の開設に当たっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。